

平成28年12月20日

議員 各位

桑名市議会議長 伊藤 真人

下記のとおり、記者クラブへの投げ込み資料をお知らせします。(1件)

桑名市政記者クラブ資料

表題 (テーマ)	桑名市上下水道事業経営審議会に関する答申について (報告)		
日時 (時期)	平成28年12月19日 (月)		
場所			
内容 (特記事項)	<p>市長は、平成28年6月30日に桑名市の上下水道事業経営について、桑名市上下水道事業経営審議会に諮問しました。</p> <p>それを受けて同審議会において審議が行われ、その結果、平成28年12月19日に市長へ別紙のような答申が行われましたので報告します。</p> <p><b>【諮問事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・桑名市上下水道事業経営戦略について</li><li>・水道料金の改定と料金体系のあり方について</li><li>・下水道使用料の改定と料金体系のあり方について</li></ul> <p><u>※答申内容については、各議員の連絡箱に配付いたしました。</u></p>		
担当課係名 担当者 電話番号	企画総務課 49-2054	広報担当者 氏名 電話番号	企画総務課 49-2054
記者会見の 有・無	無		
提出日	平成28年12月20日 (火)		



# 答 申 書

平成 28 年 12 月 19 日

桑名市上下水道事業経営審議会

平成 28 年 12 月 19 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇 様

桑名市上下水道事業経営審議会  
会長 宮 脇 淳

桑名市上下水道事業経営について (答申)

平成 28 年 6 月 30 日付け水企第 191 号の 1 で諮問のありました標記のことにつきまして、慎重に審議をした結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 桑名市上下水道事業経営戦略について

水道事業及び下水道事業ともに、これまで利払費や人件費の削減等効率化への努力を重ねたものの、今後見込まれる長期的な人口減・高齢化、水需要の変化等に伴い構造的に非常に厳しい財政状況にある。加えて、施設の更新や防災対策等に多額の投資を今後必要としている。このような状況の中、「桑名市上下水道事業経営戦略」には、施設や事業経営における現況の課題を整理し、それらの解決を図るため、①投資の重要性や更新時期等を考慮し優先順位付けした投資計画と、それを踏まえた②事業継続のために必要な財源確保を図る財政計画が盛り込まれている。こうした戦略に基づき上下水道事業の経営を展開することは、市民生活に配慮しつつ安定的かつ持続的な経営基盤の形成に繋がると見込まれる。以上の点から、当審議会は「桑名市上下水道事業経営戦略」については妥当であると判断した。

2. 水道料金の改定と料金体系のあり方について

- (1) 本答申に基づく料金算定期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とする。
- (2) 水道料金を現行水準比年間 5.2 億円収入増となる改定を行い、水利用を適切に反映した公平な料金体系とするため基本水量制を廃止することが妥当である。
- (3) 基本料金と従量料金の割合は、現行の体系から基本料金の割合を上げる目標を示しており妥当であるが、負担の公平性を大きく欠くことのないよう配慮するものとする。
- (4) 水道料金を別表 1 のとおりとする。
- (5) 改定後の料金は、平成 29 年 7 月 1 日から適用するものとする。

### 3. 下水道使用料の改定と料金体系のあり方について

- (1) 本答申に基づく使用料算定期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とする。
- (2) 下水道使用料を現行水準比年間 3.6 億円収入増となる改定を行うことが妥当である。
- (3) 基本使用料と従量使用料の割合は、現行の体系から基本使用料の割合を上げる目標を示しており妥当であるが、負担の公平性を大きく欠くことのないよう配慮するものとする。
- (4) 下水道使用料を別表 2 のとおりとする。
- (5) 改定後の使用料は、平成 29 年 7 月 1 日から適用するものとする。

#### 附帯意見

- (1) 水道料金及び下水道使用料の改定は、市民生活に多大な影響を与えるため、改定にあたっては、説明会の回数や場所等を充実させることを含めて利用者に対して丁寧に説明するとともに、長期的な視野も含め日常から水道事業及び下水道事業に対する理解が更に深まるように努めること。
- (2) 水道料金において、下水道条例で示している生活保護世帯への減免措置を講じるよう努めること。
- (3) 水道事業及び下水道事業は独立採算を基本とする公営企業であることから、将来を見据えた更なる事業の合理化と効率化、資産の活用を積極的に推進し、安定的な経営に向けたあらゆる努力を実施すること。また、関係部局と連携し、収入確保に努め、経営基盤のさらなる強化を図ること。
- (4) コストの削減は重要であるものの、事業の進捗や質の確保、そして事業の継続性や災害対応などに支障のないよう職員の適切な確保を図ること。また、技術の継承やノウハウの獲得等を積極的に推進し、人材育成に努めること。
- (5) 計画的な施設更新や地震等の災害対策を着実に実施すること。
- (6) 上水道老朽管を計画的に更新することで漏水対策を実施し、有収率の向上に努めること。
- (7) 下水道未接続者に対する普及啓発に取組み、使用料収入の確保に努めること。
- (8) 下水道の普及拡大や上下水道の施設の更新投資には、財源の確保が必要となるため、財務体質の一層の改善や強化を図ること。加えて、水利用事業者の水需要へのニーズや環境変化などを把握し、適切に対応することで財務体質の改善や強化に結び付けること。
- (9) 今後の水道料金及び下水道使用料の見直しについては、利用者負担を勘案し、概ね 4 年以内とすること。

別表1 水道料金

(税抜)

用途別	基本料金 (1ヶ月につき)		従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
	口径	料金	水量	料金
一般用	13mm	900 円	1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下	10 円
	20mm			
	25mm	1,200 円	11 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下	125 円
	30mm	1,800 円		
	40mm	3,300 円	21 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 以下	152 円
	50mm	7,500 円		
	75mm	24,750 円	41 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	163 円
	100mm	58,500 円		
	150mm	90,000 円		
	200mm	165,000 円	101 m <sup>3</sup> 以上	168 円
湯屋営業用	-	3,968 円	1 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	-
			101 m <sup>3</sup> 以上	79 円
学校プール用	-	3,840 円	1 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	-
			101 m <sup>3</sup> 以上	103 円
臨時用その他	-	5,376 円	1 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下	-
			21 m <sup>3</sup> 以上	459 円

別表2 下水道使用料

(税抜)

種別	基本使用料 (1ヶ月につき)	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	
		使用水量	使用料
一般汚水	1,089 円	1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下	25 円
		11 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下	184 円
		21 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 以下	197 円
		31 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下	268 円
		51 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	280 円
		101 m <sup>3</sup> 以上 200 m <sup>3</sup> 以下	326 円
		201 m <sup>3</sup> 以上 500 m <sup>3</sup> 以下	337 円
		501 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 以下	360 円
		1,001 m <sup>3</sup> 以上	394 円
公衆浴場汚水	-	1 m <sup>3</sup> 以上	32 円
学校プール汚水	-	1 m <sup>3</sup> 以上	140 円